

改正労働安全衛生法の成立と順次施行

令和7年5月14日に公布された改正労働安全衛生法の主な内容は、以下になります。

- ①個人事業者に対する安全衛生対策
- ②50 人未満事業場にストレスチェック義務づけ
- ③高年齢労働者の労働災害防止措置を努力義務
- ④化学物質による健康障害防止対策等推進
- ⑤機械等による労働災害防止の促進

改正内容は多岐に渡り数年をかけて順次施行されます。自社に関連する部分がないか、今後出されるパンフレット他より情報収集をするようお願いいたします。今回はそのうち①②の概要をお伝えします。

1. 個人事業主等に対する安全衛生対策

令和3年5月に出された石綿関連の最高裁判決を受け、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護の対象とするよう改正がなされました。

特に、労働者と労働者でない者が混在するような建設業・造船業・製造業等については影響が大きく、個人事業者を「事業を行う者で労働者を使用しないもの」と位置づけ、事業者(下請け含む)及び個人事業者に関わる作業従事者を保護の対象とすることになります。すなわち、一緒に働く人員全体に安全衛生対策を進めることが求められます。

上記の業種に加え他の業種においても、新たに定義された作業場所管理事業者(仕事を自ら行い仕事場所を管理するもの)として、危険有害業務に係る作業を行う労働者を含む作業従事者に対し、措置義務を課せられます。

他に、個人事業者にも職場の安全衛生対策を守る義務などが課され、また、個人事業者であっても行政へ法令違反の申告ができるようになります。

2. 50 人未満事業場にストレスチェック義務づけ

今回の改正により、これまで努力義務だった 50 人未満の小規模事業場にもストレスチェック実施の義務が課されます。(公布から 3 年以内に施行)

(1)事業場の体制をどうするか

ストレスチェック制度では、1 年に 1 回、労働者に質問項目に答えてもらうことでストレス度合を把握

し、高ストレスの方の申出により医師の面接指導が求められます。

労働者が本音を言いやすいように、会社側は原則として個人ごとの結果を見ることができず、実施は産業医など専門の方に任せなくてはなりません。裏を返せばほとんどのケースで外部への委託費用が発生するということです。施行までにはまだ間がありますが、外部委託先の選定、ストレスチェックの体制整備について準備するようお願いいたします。

(2)規模による他の義務との関係

50 人未満の事業場において衛生委員会設置と産業医の選任は義務ではなく、今回の改正でもこの点に変更はありません。規模を考慮して、以下の内容は求められない予定です。

○導入時の衛生委員会等における調査審議

○労働基準監督署への実施結果の報告

一方、高ストレス者への医師による面接指導は小規模事業場であっても求められます。

産業医を選任していない50人未満の事業場は、現在無料で受けられる地域産業保健センター(地さんぽ)による産業保健支援サービスにて面接指導を実施するか(ただし回数制限あり)、スポット対応として必要なときだけ面談をしてくれる産業医を探しておく、ということになりそうです。

■すべての規模の方へー集団分析・職場環境改善

集団分析は現在努力義務であり、事業規模に関わらず、今改正でもこの点に変更はありません。しかし集団分析で職場環境の状況を把握し、改善することもストレスチェックのもう1つの側面です。

厚生労働省「ストレスチェック制度の実施状況(令和5年)」では、ストレスチェックを実施した事業場のうち、結果を部門ごとなどで分析する集団分析を実施した事業場は7割弱、そのうち集団分析を業務配分見直しなどに活用したのは5割強です。

集団分析を活用しやすいように、組織診断のような質問項目を追加する例、残業時間と組み合わせ分析する例もあり、これを機会にご利用のストレスチェックサービスを調べてご検討なさってください。